

財団法人 首都圏ケーブルメディア寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 首都圏ケーブルメディア（英文名 Metropolitan Area Cable Media）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、独立行政法人都市再生機構が首都圏域で施行する市街地開発事業等の区域及びその周辺において、テレビジョン放送の難視聴を解消するため、有線テレビジョン放送施設の設置及び維持管理、テレビジョン放送の再送信等を行うとともに、地域の発展に応じて同施設を有効に利用すること等により、市街地整備の促進を図り、もって良好な生活環境の形成及び地域社会の情報化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 有線テレビジョン放送施設によるテレビジョン放送等の再送信
- (2) 有線テレビジョン放送施設の設置及び維持管理
- (3) 市街地開発事業等におけるテレビジョン放送の難視聴に関する調査研究
- (4) 情報社会の発展に対応した市街地整備における有線テレビジョン放送施設の有効利用に関する調査研究
- (5) 有線テレビジョン放送施設を活用した自主放送番組、通信サービスの提供及び有線テレビジョン放送施設の便宜供与
- (6) 第2号から第4号までに掲げる事業に関する業務の受託
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入

- (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入
- (財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託又は国債、公債の購入等の安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣及び総務省関東総合通信局長（以下「主務大臣等」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

第10条 この法人は、事業遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第12条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務大臣等に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第13条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に主務大臣等に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第15条 この法人が資産の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務大臣等に届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第16条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得なければならない。

(剰余金の処分)

第17条 事業年度末において剰余金が生じたときは、理事会の議決を経て、運用財産として翌事業年度に繰り越し、又はその全部若しくは一部を基本財産に繰り入れるものとする。

第3章 役員

(種類及び定数)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

理事長	1名
専務理事	1名
常務理事	1名
理事	10名以上15名以内（理事長、専務理事及び常務理事を含む。）
監事	2名

(選任等)

第19条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務大臣等に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣等に届け出なければならない。
(職務)

第20条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して、この法人の業務を統括し、理事長及び専務理事に事故があるとき、又は理事長及び専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務大臣等に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。
(任期)

第21条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
(解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合においては、理事会及び評議員会の議決の前に、その役員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
(報酬等)

第23条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第24条 この法人に理事会を置き、理事をもって構成する。

(権能)

第25条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第26条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第20条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第27条 理事会は、第20条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみな

す。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第33条 この法人に、15名以上20名以内の評議員を置く。

2 評議員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 評議員は、この法人の役員を兼ねることができない。

4 評議員には、第21条から第23条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第34条 この法人に評議員会を置き、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、第20条第5項第4号の規定に基づき監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第29条から第32条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員

現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣等の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣等の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第37条 この法人が解散するときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣等の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第7章 事務局

(設置)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 職員の任免は、理事長が行う。

4 前2項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 事業計画及び予算に関する書類

(4) 事業報告及び決算に関する書類

(5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

(6) 許可、認可等及び登記に関する書類

(7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(8) 理事及び監事の履歴書

(9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書

(10) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第8章 補則

(委任)

第40条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事

会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可があった日から平成7年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第12条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第19条第1項及び第2項並びに第33条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第21条第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣等の認可のあった日（平成11年11月12日）から適用する。

附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣等の認可のあった日（平成13年3月8日）から適用する。

附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣等の認可のあった日（平成16年7月1日）から適用する。